

# かまくらシティ 議会だより

平成14年8月1日 第178号

## 鎌倉市議会

鎌倉市御成町18番10号  
電話0467(23)3000

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

編集発行  
鎌倉市議会広報委員会

## 6月 定例会

平成十四年六月定例会は、六月五日に開会し、六月二十日までの十六日間にわたって審議を行いました。  
今定例会では十一名の議員が一般質問を行い、市長から提出された鎌倉市条例改正議案、平成十四年度一般会計補正予算議案、市道路線の廃止・認定議案など十議案を可決し、人事議案二件に同意しました。また、議員から提出された鎌倉市議会会議規則改正議案や人事議案を可決・同意するとともに、「有事関連三法案に関する意見書」など二件の意見書提出議案を可決しました。  
なお、定例会前の五月三十日に議会全員協議会を開催し、「ごみ半減計画の見直しについて」の報告を受けました。

## 条例の一部改正を可決

### 緑地保全地区の税を免除

今定例会に市長から条例の一部を改正するための議案二件と、議員から鎌倉市議会会議規則の一部を改正するための議案一件が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成により、可決しました。

主な議案の内容と審議内容は次のとおりです。

#### ◎鎌倉市市税条例の一部改正

本年四月三十日に都市緑地保全法の規定による緑地保全地区

(※文末参照)が、城廻、岡本及び昌清院の三地区において、

本市では初めて都市計画決定されたことに伴い、緑地保全推進

の観点から、当該地区に指定さ

れた土地に係る固定資産税の課税を免除するため、特例規定の整備をするものです。

議会では、既に課税免除特例

の対象とされている歴史的風土

特別保存地区等と同じように、固

厳しい行為規制が及ぶため、固

定資産税を免除するものであり、

本市の重要施設である緑地保全

の推進に寄与するものであるこ

とから、妥当としました。

※緑地保全地区：都市の緑地の

保全を目的として指定される地

区のこと、現状凍結的な土地

利用規制が及びます。

#### ◎鎌倉市営住宅条例の一部改正

本年九月一日から都市基盤整

正

#### ◎鎌倉市議会会議規則の一部改

正

会制度のより一層の充実を目的

として、議員が議案の審査や當

該地方公共団体の事務に関する調査等のため、議員を派遣する

ことができる「議員の派遣」に

ともに、本市議会会議規則に

おいても「議員の派遣」の手続

きに係る規定の整備などを行う

ものです。なお、「議員の派遣

は、原則として議会の議決でこ

れを決定します。

議会では、今回の会議規則の

改正が法令の一部改正に伴うも

のであることから、妥当としま

した。

このほか、「鎌倉市議会公務調

査費の交付に関する条例」の一

部改正の議案を総員の賛成によ

り、可決しました。

このほか、「鎌倉市都市マスター・プラン」

上防水シートの劣化に伴う施設

修繕に要する経費の追加。

労働費：レイ・ウェル鎌倉の屋

上防水シートの劣化に伴う施設

修繕に要する経費の追加。

総務費：梶原にある旧野村総合

研究所（※文末参照）の土地、

建物等の維持管理に要する経費

の追加。

この土地は、

市が平成元年度から買収を進め

ている（仮称）

常盤山緑地に隣接する土地です。

本市としても、

贈与者の意向も踏まえ、「鎌倉ら

しい文化の薰り

高い、文化・教養ゾーンとして

土地の活用を図り、市民サービスの向上に努めたい」としてい

### 固定資産評価員選任

今定例会に市長から固定資産評価員の選任についての議案が提出されました。

議会では総員の賛成により、

同意しました。

#### ◎固定資産評価員

小川研一氏（市総務部長）

### 公平委員会委員選任

今定例会に市長から公平委員会の選任についての議案が提出されました。

議会では総員の賛成により、

同意しました。

#### ◎農業委員会委員推薦

今定例会に議員から農業委員会委員のうち、議会推薦による

委員として、次の三議員を推薦

する議案が提出されました。

議会では総員の賛成により、

同意しました。

#### ◎農業委員会委員

今定例会に議員から農業委員会委員として、議会推薦による

委員として、次の三議員を推薦

する議案が提出されました。

議会では総員の賛成により、

同意しました。



焼却继续の方向性が打ち出された今泉クリーンセンター

# 一般質問

6月定例会では下記11名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いました。

児島晃	○教育行政の諸問題について
吉岡和江	○元気で生き生きくらし続けられるために(福祉の充実をめざして)
千	一ノマライゼーションとは(障害児の学童保育について・鎌倉協会の窓口を土、日も開けてほ
	しい・交通量の多い道路での安全な歩道の確保/整備・広報がまくらなど誰もがその内容を知る
	事ができるように・駅のホームなどに掲示板を・無人駅など本当にこまる事について・介護保険
	の充実について
藤田紀子	○学校教育について(新しい学習指導要領等)
和田猛美	○緊急雇用制度と違法駐車、輪等対策/大船駅西口整備と東口再開発について(※周辺まちづくりを含む)
岡田和則	○鎌倉の廃棄物行政について(特にごみ行政について)
小田嶋敏浩	○有事三法集について○山崎地区のまちづくりについて(道路整備について)
前田陽子	○ごみ減量計画の見直しと今泉クリーンセンターでの焼却再開について
大石和久	○ゴミ行政について
伊藤玲子	○行財政改革の推進について○教育行政の諸問題について
松尾崇	○電子自治体の確立に向けて○大船駅東口再開発事業について

## 教育とごみの問題

教育:多くのお恵み

ネット21

の教科書問題について

の問題

を挙げて

いる

の問題

を解決する

いた

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

# 可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を6月20日に可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

## 食品安全新法制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求めることに関する意見書

日本でもBSE(牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病)が発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を初めとするさまざまな偽装事件の続発により、消費者は、食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くとともに、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。

現在、政府や国会等の場で、食品の安全にかかる包括的法律(食品安全新法)の制定や新しい行政組織の設置の検討が行われている。

その際には、消費者を最優先に位置づけ、国民の健康や食品の安全性の確保、生産振興から独立した食品安全行政組織、リスク分析システムの確立、消費者の参加、情報公開などの確立が不可欠である。同時に、実際の食品安全を確保するための中心的な法律である、食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に国民の健康や食品の安全性確保を位置づけ、行政の責務を明確にすることや、食品の表示制度について、消費者の権利の観点から、総括的・一元的に見直すことが必要である。

よって政府においては、かかる食品の安全をめぐる状況を踏まえ、国民の健康と食品の安全性を確保することを目的とした食品安全新法の制定、新行政組織の設置とともに、食品衛生法の抜本的改正や運用強化を図るよう強く要望する。

## 有事関連3法案に関する意見書

政府は、今国会に「武力攻撃事態法案」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」を提出し、現在審議中である。

国民の生命・財産を守るために、憲法に基づき適切に対応することは、法に基づいて政治を行う上で、最も重要なことであると考える。

ところが、これら3法案の基本とも言える「武力攻撃事態」について、「おそれ」「予測」の事態まで想定しているが、その定義はいまだ判然とせず、また、米軍を支援する「周辺事態」と重なり合うともされており、「有事」の概念がさらに拡大されるおそれがある。

また、さきの周辺事態法では、自治体に対して、国が「協力を求めることができる」とされていたものが、本法案では、国が代執行する「強制力」を持つものとなっており、全国の自治体の首長からも懸念が表明されている。

さらに、国民にとって最も重要な人権や財産権に関する法整備は、2年内を目標に後回しされたため、有事に対しての国民の不安感をぬぐい去ることはできない。

よって本市議会は、政府に対し、本市が「平和都市」を宣言している立場からも、次の事項について慎重に対処することを強く要望する。

- 1 政府は、本法案の重要性にかんがみ、広く公論をもって、国民が納得できる十分な審議を尽くし、拙速を避けること。
- 2 地方分権推進など、自治権の拡充が進められている中、本法案に対する地方公共団体の意見などを十分尊重し対処すること。
- 3 有事法制により、アジアの軍事的緊張感を高めることなく、日本国憲法の平和主義の理念に立った積極的な平和外交により、世界平和に貢献するよう努力すること。

今定例会前の五月三十一日に議会全員協議会を開催し、市から「ごみ半減計画の見直しについて」の報告を受けました。

市では、ごみ半減計画の見直しに至った経過や当面の対応などについて市民の理解を得るために、五月八日から二十日までの間、自治町内会長・商店会長・廃棄物減量化等推進員・市民を対象に十回の説明会を開催しました。

市長は報告に当たって、これらの説明会で出された市民のさまざまなお問い合わせを十分に検討し、見直しの内容をより具体的なものにするとともに、中長期的な方向性について早急に検討を進め、九月定例会において補

正予算を含めて、具体的な提案をしたいとしました。また、説明会を通じて、「ごみ半減計画の見直し」を行うこととした決断に対し、おおかたの支持を得たと確信しているとの見解も示しました。説明会の概要等について、次のとおり報告を受けました。

【ごみ半減計画の見直し理由】

本年の十一月までに本市のごみ焼却量を半減し三万五千トンに

しようとする従来の計画では、今後一万四千トンの減量が必要となるが、資源化の努力をしても減量に限界があるので、半減達成のためにはごみの発生抑制を行いう必要がある。しかし、発生抑制にはライフスタイルの変更

を必要とし、それには時間がかかることから、十一月までの達成は不可能であるとし、循環型社会の形成を目指し、「ごみ半減計画」を着実に推進するため、安定的に継続的な市民本位の計画を見直すものであるとの説明をした。

このことでした。なお、見直しに当たっては、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会の答申、鎌倉市ごみの減量化・資源化を進める市民会議の提言や市民の声を十分に尊重する旨を説明したとの報告を受けました。

【家庭系ごみの有料化】

家庭系ごみの有料化がごみ減量に果たす効果が未知数であるとともに、市民に新たな負担を伴う重要な課題であり、市民の

緊急対策として、本年十二月以降本市のごみ焼却施設は名越クリー

ンセンターのみとなり、焼却可能量が三万五千トンを超えるごみを鎌倉市外で焼却する自区外

とし、また、自区内処理をせざるを得ない

理が原則であるごみ処理

を説明したとのことでした。

◎中長期的な方向性

既存施設の有効活用の方向は、焼却ということではなく、減量と資源化のための施設整備とともに、一部戸別収集などの市

民負担の軽減策を実施したい旨を説明したとのことでした。

◎当面の対応

当面の対応の中での緊急対策として、本年十二月以降本市のごみ焼却施設は名越クリー

ンセンターのみとなり、焼却可能量が三万五千トンとなる中、三万五千

トンを超えるごみを鎌倉市外で焼却する自区外

とし、また、自区内処理をせざるを得ない

理が原則であるごみ処理

を行った結果、道路法の規定に基づき廢止するものです。

◇市道路線の廃止

稻村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五五五番一四地先に

至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成

が決定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線はいずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供

されているため、それぞれ道路

の規定期に基づき認定するもの

を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

◇市道路線の認定

認定する六路線のうち、稻村

ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る

路線ほか二路線はいずれも開発

行為に伴い築造された道路であ

り、一般の交通の用に供するため、上町屋字山ノ根六一

九番四地先から同所六〇七番二

地先に至る路線ほか一路線は

いずれも現在一般の交通の用に供